

令和8年度介護保険事業者集団指導・北九州市役所各課別事業紹介資料(もくじ)

局・課名	資料名	ページ
保健福祉局保護課	R5改訂版_生活保護法指定介護機関のしおり	1
保健福祉局地域医療課	とびうめ@きたきゅう	15
消防局救急課	消防局からのお願い	17
保健福祉局介護イノベーション推進室	福祉用具プラザ北九州	21
保健福祉局地域リハビリテーション推進課	北九州市加齢性難聴啓発チラシ	25
保健福祉局地域リハビリテーション推進課	リハビリテーションについてご相談ください！	27
保健福祉局地域リハビリテーション推進課	アイプラザ北九州	29
保健福祉局長寿社会対策推進室	認知症サポーター養成講座	30
保健福祉局長寿社会対策推進室	認知症行方不明者等SOSネットワークシステム	32
保健福祉局長寿社会対策推進室	高齢者見守りサポーター	34
保健福祉局長寿社会対策推進室	地域包括支援センター	36
保険福祉局健康推進課	熱中症予防チラシ	38
保険福祉局健康推進課	高齢者の熱中症予防のための声かけポイント	40
保険福祉局疾病対策課	北九州市難病相談支援センターのご案内	41
子ども家庭局子ども総合センター	ヤングケアラーに気づくために	43

生 活 保 護 法

指 定 介 護 機 関 の し お り

<介護扶助とは>

介護扶助は、生活保護受給者のうち、65 歳以上の介護保険被保険者で要介護又は要支援の状態にある者や、40 歳以上 65 歳未満で介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態にある者を対象に、原則として介護保険の給付対象となる介護サービスと同等のものを、介護サービスや用具の貸与などにより提供するものです。

介護扶助による介護の給付は、生活保護の指定を受けた事業者に委託して行うこととされており、生活保護制度の趣旨や介護扶助のしくみを十分ご理解いただき、介護扶助が適正かつ円滑に運営されるようお願いします。

北九州市保健福祉局保護課

1 生活保護の目的

生活保護は生活保護法に基づき、あらゆる努力をしてもなお生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

生活保護制度を運用するにあたって、生活保護法は以下のような基本原理・原則を規定しています。

基本原理・原則		内容説明
基本原理	法の目的 (法第1条)	憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。
	無差別平等 (法第2条)	すべて国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けることができます。
	最低生活 (法第3条)	法により保障されている最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければなりません。
	保護の補足性 (法第4条)	保護は、 <u>生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。他の法律に定める扶助は生活保護に優先して行われなければなりません。</u>
基本原則	申請保護 (法第7条)	保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始されます。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができます。
	基準及び程度 (法第8条)	保護の基準は、厚生労働大臣が定めます。 <u>保護は、その者の金銭又は物品で満たすことができない不足分を補う程度において行うものとされ、最低限度の生活の需要を満たすに十分であって、かつこれを超えないものでなければなりません。</u>
	必要即応 (法第9条)	保護は、要保護者の年齢、健康状態といった個々の事情を考慮して、有効かつ適切に行われます。
	世帯単位 (法第10条)	保護は、世帯を単位として、その要否及び程度を定めます。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることがあります。

2 保護の種類 (法第11条)

保護は、その内容によって次の8つの扶助に分けられます。

生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・**介護扶助**・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助

それぞれの扶助は、同時に支給される場合もあり、医療扶助のみ支給される場合もあります。

3 介護扶助の対象者

生活保護を受給し、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者（第 1 号被保険者）と 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（第 2 号被保険者）は、介護保険の被保険者となります。

しかし、生活保護受給者は国民健康保険が適用除外となるため、医療保険に加入していない多くの 40 歳以上 65 歳未満の被保護者は、介護保険の被保険者となりません。これらの者で、介護保険による介護サービスと同じ内容のサービスを受ける必要がある場合には、介護扶助を給付することとしています。

＜介護扶助と介護保険給付の費用負担関係＞

介護保険の被保険者である場合には、保険給付が優先し、自己負担部分が介護扶助の給付対象となります。

40 歳以上 65 歳未満の医療保険未加入者は介護保険の被保険者となりませんので、特定疾病の患者で介護扶助が必要な場合は、介護扶助で全額を給付します。

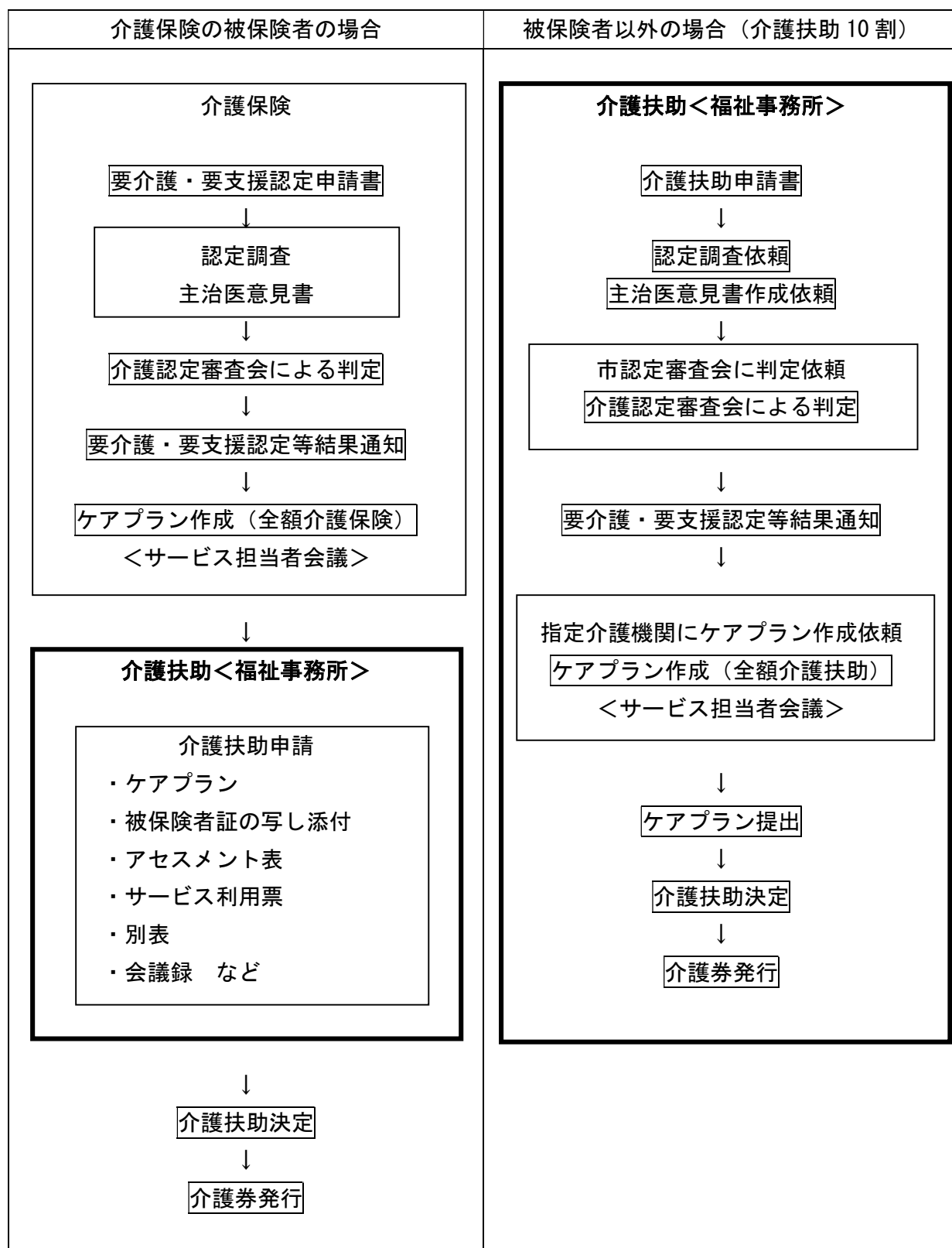
（介護扶助の対象者及び費用負担）

区 分		介護保険 被保険者資格	費用の負担	
介護 保険 被 保 険 者	65 歳以上	1 号被保険者	介護保険（9 割）	自己負担（1 割）
	40～64 歳 （医療保険加入者）	2 号被保険者		
	被保護者 65 歳以上	1 号被保険者	介護保険（9 割）	介護扶助（1 割）
	被保護者 40～64 歳 （医療保険加入者）	2 号被保険者	介護保険（9 割）	介護扶助（1 割）
被保護者 40～64 歳 （医療保険未加入）		介護保険の被保 険者以外	介護扶助（10 割）	

4 介護扶助の申請から決定まで

介護保険の被保険者は、要介護認定又は要支援認定の結果、居宅介護支援計画又は介護予防サービス支援計画（以下「ケアプラン」という。）を添付のうえ、福祉事務所に介護扶助の申請をします。

介護保険の被保険者以外の者は、介護保険の要介護認定等を受けることができませんので、福祉事務所に直接、介護扶助を申請します。福祉事務所は、市の介護認定審査会に要介護認定を依頼し、その審査判定結果に基づき、要介護認定等を行います。被保険者以外の方は、この結果により指定居宅介護支援事業者等が居宅介護支援計画等を作成します。



(1) 介護扶助の申請

介護扶助は被保護者からの申請に基づき決定されます。したがって、介護扶助を受けようとする者は、介護保険の被保険者であっても、所管の福祉事務所に事前に介護扶助の申請をしなければなりません。また申請（変更）時には、ケアプランの写し等の提出が必要です。

(2) 被保護者の要介護（支援）認定

第1号及び第2号被保険者である被保護者は、介護保険の被保険者として要介護認定が行われますが、介護保険の被保険者以外の者の要介護認定は、福祉事務所から市の介護認定審査会に認定審査を委託し、その結果に基づいて、福祉事務所長が決定します。

(3) 居宅介護支援計画の作成にあたって

被保護者のケアプランは、要介護の程度に基づき、以下の点に注意して作成してください。

- ア 被保護者のケアプランは、必ず支給限度額内で作成してください。支給限度額を超えたサービスの利用は介護扶助の対象とならないので注意してください。
- イ ケアプラン作成においては、生活保護法の基本原則に基づき、最低限度の生活の需要を満たすに十分であって、かつこれを超えないものとなっているか、被保護者の自立支援に向けた有効なサービスとなっているかなどを検討していただき、過剰なサービスとならないように注意してください。
- ウ サービスを提供する事業所については、生活保護指定介護機関であることを確認して下さい。
- エ 暫定ケアプラン（月遅れ請求分）を作成し、要介護認定結果が低く出たため結果的に支給限度額を超えてしまった場合は、限度額を超えた分のサービスについては、介護扶助として認定できませんのでご注意ください。
- オ 被保護者のケアプラン作成については、自立助長の観点から、専門家による最も効果的な方法による介護給付が望ましいと判断されるため、自己作成は認められません。
- カ 福祉事務所が介護扶助を適用するにあたり、介護扶助基準に該当するサービスか否か疑義等がある場合は本庁協議を行います。決定に日時を要しますので、余裕をもって申請等を行ってください。
- キ ケアプランを変更する場合は、ケアプランの変更ごとに保護課に書類を提出してください。また、サービスの利用を中止する場合等利用票で調整する場合も、提出をお願いします。

(4) 福祉事務所による介護扶助の要否判定及び程度の決定について

福祉事務所は、被保護者の要介護認定結果やケアプランの内容、他法他施策の適用の有無等について確認したうえ、被保護者の生活状況などを勘案して、介護扶助の給付を決定します。

(5) 介護扶助の介護方針及び介護報酬

指定介護機関の介護方針及び介護報酬は、介護保険の介護方針及び介護報酬の例によります。また、介護保険給付の対象とならないサービスや支給限度額を超えるサービス等、最低生活の保障として適切と判断できないサービスについては、介護扶助による給付が認められません。

5 介護扶助の給付対象の範囲（生活保護法第15条の2）

- ア 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- イ 福祉用具
- ウ 住宅改修
- エ 施設介護
- オ 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）

カ 介護予防福祉用具

キ 介護予防住宅改修

ク 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）

ク 移送（介護保険制度にはない生活保護制度独自のもの）

以上の9種類ですが、提供される介護サービスの内容は介護保険給付と同等です。

介護保険給付と介護扶助は給付方式が異なりますが、要介護認定を受けケアプランを作成するという供給・利用のプロセスについてはほぼ同様になっています。

6 介護扶助の方法（生活保護法第34条の2）

介護扶助の給付は、原則として「現物給付」で行われ、居宅介護及び施設介護サービスの「現物給付」は、指定介護機関に委託して行うことを原則としています。

(1) 介護扶助の審査支払

介護扶助に係る介護報酬の審査、支払は、国民健康保険団体連合会に委託して行います。

福祉事務所は、介護券に公費負担者番号、生活保護の受給者番号、本人支払額等を記載し、指定介護機関あて発行しますので、これを基に各指定介護機関は介護報酬請求書を作成し、国民健康保険団体連合会に対し介護報酬請求を行って下さい。

国民健康保険団体連合会は、指定介護機関の提出した介護報酬請求書が介護扶助の介護方針及び介護報酬基準に合致しているか等を審査します。

(2) 本人支払額等

本人支払額は、収入が生活費を上回った場合に発生し、本人支払額がある場合は、介護券の本人支払額欄に金額の記載があります。

介護券に本人支払額が記載されている場合は、本人から介護券に記載されている金額を徴収し、介護扶助負担額（被保険者の場合は1割分、被保険者以外の者の場合は10割分）から本人支払額を差し引いた額を介護扶助で請求してください。

(3) 介護保険の給付対象外の実費について

通所介護利用時の食事代、ショートステイ利用時の食事代・居室料の自己負担額等、日常生活に要する費用は介護扶助の対象とならず、利用者本人の負担となります。

(4) 時効について

介護保険の介護報酬の請求に係る時効は、介護保険法第200条第1項の規定により2年、また、介護扶助における介護報酬の請求等に係る消滅時効については、指定介護機関が地方公共団体に対して有する公法上の債権であることから地方自治法第236条第1項の規定により5年となります。

7 指定介護機関へのお願い

(1) 居宅生活が困難になった場合

居宅での生活が困難となり、施設入所等（介護付有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護を含む）を検討する場合、福祉事務所の担当ケースワーカーに事前に相談してください。（住宅型有料老人ホームや高齢者向け住宅等に入居する場合も同様をお願いします。）

ア 介護保険施設に入所する場合

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）に入所する場合、ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室の利用は原則として認められません。

ただし、居住費が発生しない場合や社会福祉法人等による負担額軽減制度を利用できる場合は入居も可能となっていますので、担当ケースワーカーにご相談ください。

イ 認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、高齢者向け住宅へ入居する場合

生活保護費の範囲内で生活できるか十分に検討してください。

また、入院した場合で1ヶ月を超えると保護費が減額となります。施設管理費等の支払いが困難になる場合がありますので、入居の際には施設側と十分な協議してください。

ウ ショートステイを利用する場合

食費や個室利用の滞在費は利用者負担となります。費用が支払えないことでトラブルにならないように十分検討してください。

(2) 居宅療養管理指導を利用する場合

居宅療養管理指導とは、医師・歯科医師・薬剤師、栄養士などが医療機関への通院が難しい利用者の自宅に訪問し、療養に必要な管理指導を行うサービスです。

ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画での位置付け（支給限度額管理）の対象とはなりませんが、介護扶助に関しては、介護券を発行する必要があることから、居宅介護サービスに必ず記載するようお願いします。

また、新規に利用する場合には、契約書の写しを提出していただくようお願いします。

(3) 保護課のケアマネジャーによるケアプランの点検

福祉事務所に保護課のケアマネジャーを配置し、提出していただいたケアプランを以下の視点で検討しています。ケアプランの内容について、尋ねられることがあると思いますので、ご協力をお願いします。

また、「サービス担当者会議」にも、参加させていただきたいと考えていますので、担当のケースワーカーにご連絡ください。

＜ケアプランチェックの視点＞

- ・適切に居宅介護サービスが実施されているか。
- ・介護保険制度の保険給付の対象となるサービスか。
- ・生活保護法の目的にあったサービスか。
- ・他法（自立支援給付等）の適用が可能かどうか。

(4) 介護 10 割者と自立支援給付との適用関係

介護保険被保険者以外（40 歳以上 65 歳未満の特定疾病患者で介護扶助が必要な者）の者は、自立支援給付（障害福祉サービス）の適用が優先します。適用できる場合、自立支援給付への移行をお願いすることがあります。

	介護保険（介護扶助）	自立支援給付
介護保険被保険者	優先	
介護扶助 10 割者		優先

8 指定介護機関

(1) 介護機関の指定（生活保護法第 54 条の 2）

介護扶助は現物給付が原則であり、介護機関に委託することによって行われます。委託を受ける介護機関は、原則として生活保護法による指定を受けていなければなりません。

(2) 指定要件（法第 49 条の 2、法第 51 条第 2 項、法第 54 条の 2 第 4 項 平成 26 年 7 月 1 日施行）

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）が、平成 25 年 12 月 13 日に交付され、平成 26 年 7 月 1 日から施行されました。

生活保護法の一部改正により、指定及び取消に係る要件が明確化されました。

次のいずれかに該当するときは、指定を受けることができません。

- ・申請者が禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者が指定を取り消され、その取り消しの日から起算して 5 年を経過しないとき。
- ・申請者が、指定の申請前 5 年以内に保護受給者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 等

また、次の場合には、指定をしないことがあります。

- ・申請に係る医療機関が、保護受給者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けた者であるとき。
- ・その他介護扶助のための介護を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

<指定介護機関のみなし指定（法第 54 条の 2 第 2 項、第 3 項）>

ア 介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた介護機関は、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項の規定により、生活保護法の指定介護機関として、指定を受けたものとみなされます。

<指定が不要な場合>

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、別段の申出をしたときは、指定を受けたものとはみなしません。（本庁保護課に届出てください。）

※ 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行なうことができなくなりますので、十分ご注意ください。

イ 介護保険法の規定による事業の廃止、指定の取り消し等があった場合には、生活保

護法による指定の効力も失効します。

ウ 現行法で指定を受けている指定介護機関は、施行日において指定を受けたものとみなされます。

エ 保険医療機関が「訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・居宅療養管理指導」の介護サービスを提供する場合は、介護保険法でみなし指定されるため、生活保護法でもみなし指定されます。

(3) 取消要件（法第 51 条 平成 26 年 7 月 1 日施行）

指定介護機関が、法第 49 条の 2 の欠格事由に該当したとき、法第 50 条の指定介護機関の義務に違反したとき等は、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあります。

(4) 指定介護機関の変更等の届出

指定介護機関は、名称又は開設者の変更、移転等の変更事項が生じたときは、各区保護課に届出をしてください。

(5) 指定介護機関の義務（法第 50 条）

ア 指定介護機関は、指定介護機関介護担当規程に従い、懇切、丁寧とその介護を担当しなければなりません。

イ 指定介護機関は、被保護者の介護について、市長の行う指導に従わなければなりません。

ウ 介護の報酬に関する義務

- ・介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の例によらなければなりません。（生活保護法第 52 条）

- ・介護サービスの内容及び介護の報酬の請求について、市長が委託している国民健康保険団体連合会の審査を受けなければなりません。（生活保護法第 53 条）

- ・市長が行う介護の報酬の決定に従わなければなりません。（生活保護法第 53 条）

(6) 指定介護機関に対する指導及び検査

ア 指定介護機関に対する指導

被保護者の処遇の向上と自立助長に資するという生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

- ・一般指導：講習会、懇談、広報、文書等の方法により行います。

- ・個別指導：介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談・指導を実地に行います。

イ 指定介護機関に対する検査

生活保護法第 54 条第 1 項に基づき被保護者に係る介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否を調査する必要がある場合に当該介護機関について、サービス利用票及び介護給付費公費受給者別一覧表等と介護記録その他の帳簿書類等の照合、設備等の調査を実地に行います。

なお、必要に応じて要介護者等についての調査を併せて行う場合があります。

(7) **不適切な事案等への対応強化**（平成 26 年 7 月 1 日施行）

ア 過去の不正事案への対応（法第 54 条の 2 第 4 項、第 54 条）

指定介護機関等の管理者であった者についても報告徴収や検査等の対象となります。

イ 不正利得に対する徴収金（法第 78 条第 2 項）

偽りその他不正な手段により介護の給付に要する支弁を受けた指定介護機関等に対しては、その返還させるべき額のほか、100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるようになります。

ウ 指導体制の強化（国による指導）（法第 54 条の 2 第 4 項、法第 84 条の 4）

市が指定した介護機関等に対し、国（地方厚生局）による指導等も実施できるようになります。

指定介護機関介護担当規程

(平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号)

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

(平成 12 年 4 月 19 日 厚生省告示第 214 号)

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は行わない。
- 7 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 8 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 9 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 10 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 11 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

□ 福祉事務所一覧

福祉事務所名	電 話 番 号	所 在 地	〒
門司福祉事務所	331-1896	門司区清滝一丁目1番1号 (門司区役所内)	801-8510
小倉北福祉事務所	582-3456	小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所内)	803-8510
小倉南福祉事務所	951-4130	小倉南区若園五丁目1番2号 (小倉南区役所内)	802-8510
若松福祉事務所	761-4181	若松区浜町一丁目1番1号 (若松区役所内)	808-8510
八幡東福祉事務所	671-0806	八幡東区中央一丁目1番1号 (八幡東区役所内)	805-8510
八幡西福祉事務所	642-1437	八幡西区黒崎三丁目15番3号 (八幡西区役所内)	806-8510
戸畑福祉事務所	871-2334	戸畑区千防一丁目1番1号 (戸畑区役所内)	804-8510

北九州市保健福祉局保護課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 582-2445



北九州医療・介護連携プロジェクト とびうめ@きたきゅう

- 北九州医療・介護連携プロジェクトでは「市民に切れ目のない医療・介護を提供すること」や「医療・介護従事者の業務負担の軽減」を目指し、医療・介護の連携に取り組んでおります。
- その主要な取組の一つである「とびうめ@きたきゅう」は、登録された方が受けた医療・介護・健診情報の一部を、ネットワークを通じて医療機関等で共有（福岡県医師会が運用する「とびうめネット」を活用）することにより、適切で迅速な医療の提供とスムーズな入退院支援を情報面から支える取組です。

【対象者】

北九州市民のみ（年齢制限はありません） ※**登録無料**（費用負担はありません）

【登録するメリット】

登録者の医療・介護・健診の情報が、「とびうめ@きたきゅう」に参加する**医療機関等で24時間いつでも確認**できます。これにより、例えば

- ① **救急搬送などの緊急時に、登録者の医療・介護・健診情報が医療機関等に伝わり、適切で迅速な治療につながる**
 - ② **病院、かかりつけ医、ケアマネジャー等が早くから連携して、退院に向けての丁寧なサポートを受けられる**
- などのメリットがあります。

【共有される情報】

- (1) **氏名・生年月日・住所・性別・緊急連絡先**
- (2) **かかった医療機関名や病名、出されたお薬などの医療情報**
- (3) **要介護度や担当ケアマネジャーの事業所などの介護情報**
- (4) **特定健診（メタボ健診）などの健康診査の結果** など

※上記（2）～（4）：国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の利用者が対象

情報は
毎月自動更新

1. 登録申出書の場合

- 4枚目にある**登録申出書に必要事項を記入**
- 記入した登録申出書を外し、以下のとおり**持参または郵送で提出**

【提出先】①**区役所へ持参**

・保健福祉課（介護保険担当）

②**郵送（以下のどちらか）**

・とびうめネット事務局

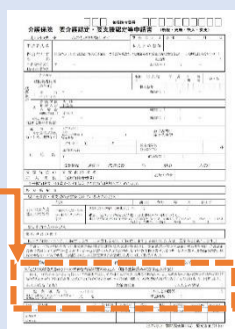
・北九州市保健福祉局地域医療課



【登録申出の方法】

2. 要介護認定等申請書の場合

- **要介護認定等申請時**（新規・更新・変更等）に、
「とびうめ@きたきゅう」への登録を希望する方は、
要介護認定等申請書の**所定の欄**の署名だけで登録が可能
- **署名済みの要介護認定等申請書**を
要介護認定等申請の窓口である**区役所（保健福祉課）に提出**



（2パターン）

【介護サービス事業者の皆様にご協力いただきたいこと】

- ①介護サービス利用者に「とびうめ@きたきゅう」の登録へのお声掛けや登録推奨をお願いします。

※「とびうめ@きたきゅう」の市民説明用動画「T@K NEWS」をYouTubeで公開中です。
お声掛けの際にご活用ください。



- ②記入済みの登録申出書を区役所（保健福祉課）にご提出ください。

説明時は、こちらの登録申出書をご活用ください



登録申出書			
北九州市 第 公設社団法人福岡県医師会 第			
私は、「とびうめ@きたきゅう」について登録申請に際して説明を受け、その旨および利用方法を理解しました。私の医療・介護・福祉活動が「とびうめ@きたきゅう」で共有されることに同意します。			
令和 年 月 日			
本人の氏名（必須）			
（氏名にふりがなを記入）	（本人との関係）		
代表者の氏名	（本人との関係）		
（代表者以外の人（法人の場合は代表者の氏名））	（本人との関係）		
代表者の氏名	（本人との関係）		
【本人情報欄】			
姓	フリガナ	性別	男・女
氏名		電話番号	
住居の住所	福岡県北九州市		
生年月日	明・大・西・平・今 年 月 日（歳）		
緊急連絡先	フリガナ	本人との関係（ ）	
氏名	電話番号	本人との関係（ ）	
氏名	電話番号	本人との関係（ ）	
【郵送・持参各記載欄】			
郵送・持参者氏名	本人との関係（ ）		
事業所・施設等の名称			
郵便・持参者住所または事業所 施設住所			
電話番号			

＜登録申出書の構成＞

1～3枚目

- ・表紙
- ・概要、事業紹介
- ・登録説明書
- ・スケジュール
- ・Q&A

4～6枚目

- ・登録申出書様式

※3枚複写式

- ①原本（提出用）
- ②説明者控え
- ③本人控え



取組の詳細やとびうめ@きたきゅう登録者数の状況等は北九州市のホームページをご覧ください。

とびうめ@きたきゅう



で検索、または ➡



【その他ご質問・お問い合わせは下記TELまで】

1. 登録申出書やポスターについて

- とびうめネット事務局 092-476-3809
- 北九州市保健福祉局地域医療課 093-582-2678
- 在宅医療・介護連携支援センター ※地区医師会に設置
門司（371-3313）、小倉（932-7141）、若松（752-1117）
八幡（663-7500）、戸畑（871-1780）

2. 患者・利用者からの質問にどのように回答したらいいかを知りたい。

「とびうめ@きたきゅう」の仕組み関係について教えて欲しい。

- 北九州市保健福祉局地域医療課 093-582-2678



消防局からのお願い



① 119番通報時のお願い

●入居者を迅速に搬送するため、入居者の詳細な状態や情報をお聞きしますので、携帯電話などを活用し、入居者（患者）の近くで電話対応をしてください。

また、救急車が到着するまでに以下の患者情報について準備をお願いします。

- ・患者の基本情報（住所、氏名、性別、生年月日、年齢）
- ・病歴（現在治療中の病気、過去の病気）
- ・常用薬 ※お薬手帳があれば、ご提示ください。
- ・かかりつけ病院
- ・緊急連絡先（氏名、続柄、連絡先）
- ・救急要請の理由（いつ、どこで、何をしている時に、どうなりましたか？）
- ・普段の状態を最後に確認したのはいつですか？
- ・日常生活（歩行の有無、会話の可否、介護度）
- ・アレルギー
- ・最後の食事時間
- ・応急手当の有無（内容）

●受入先の病院から、家族や施設職員に救急車の付き添いを求められます。

（患者様の詳細な情報の聞き取りや病院での手続きのため）

人員不足等の事情はあると思いますが、可能な限りご協力をよろしくお願いします。

②救急車を呼ぶか迷った時の相談ダイヤル

●救急車を呼ぶか迷った時は、テレフォンセンター「522-9999」又は、「#7119」に電話で相談ができます。24時間、年中無休で看護師等が相談にあたりますのでご活用ください。

③患者等搬送事業者（民間救急車）の活用について

●救急車は、緊急性が高い患者を医療機関に搬送するもので、限りある資源です。

緊急性の低い場合は、まずはかかりつけ医や訪問医の診察をご検討いただくか、民間が行っている患者等搬送事業者（民間救急車）をご利用いただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

患者等搬送事業所一覧（対応可能・電話受付時間）

	行政区	事業所名	電話番号	対応可能時間	電話受付時間
1	門司区	介護福祉タクシーGoTo	090-6421-5252	7:00～21:00	7:00～21:00
2	小倉北区	北九州第一交通株式会社 第一あんしんサービス	093-562-1311	9:00～17:00 (日曜除く)	9:00～17:00 (日曜除く)
3		西南運輸株式会社	093-561-8633	24時間対応	24時間対応
4	小倉南区	太陽交通株式会社 小倉営業所	093-471-7332	8:00～17:00 (日曜除く)	8:00～17:00 (日曜除く)
5		めぐみタクシー	093-965-8789	8:30～17:00	8:30～17:00 (平日のみ)
6	若松区	株式会社若松タクシー ヘルパーステーションめぐみ	093-771-3236	8:00～17:30 (日曜除く)	8:00～17:30 (日曜除く)
7	八幡西区	八幡第一交通株式会社 黒崎営業所	093-621-0661	9:00～17:00	9:00～17:00
8		株式会社 ほほえみ	093-611-0825	8:00～17:00 (日曜除く)	8:00～17:00 (日曜除く)
9		フィルタス 株式会社	093-616-9901	9:00～18:00	9:00～18:00 (平日のみ)
10		合同会社 プラス	090-8915-5318	24時間対応	24時間対応
11	戸畑区	北交大和タクシー株式会社	093-871-5533	7:00～17:00 (日曜除く)	8:00～17:00 (日曜除く)
12		ライフシンフォニア株式会社	093-982-0996	24時間対応	24時間対応

119要請が
あったら…

救急隊は

救急救命処置を行い 病院へ搬送します！

『そんなの当たり前だ！』と思ったあなた…

もしその患者さん(利用者様)が **DNAR** だったら…？

※DNARとは、「Do Not Attempt Resuscitation(蘇生措置拒否)」のこと。

◆ 救急隊の活動の原則

- 救急隊は、**119番通報は『助けを求めるサイン』**だと思っています。
- 患者さんの命を助けるため、**全力で救急救命処置***を行います。
(※心肺蘇生法、器具を使った気道確保、点滴、薬剤の使用 etc…)

◆ DNARに対するミスマッチ



施設職員

- 病院に搬送するかどうか決めてもらいたい！
- 亡くなったことを確認するために、処置はせずに搬送してもらいたい！
- とにかくどうしたらいいかわからない！

- 119番通報ってことは、『助けて！』ということではないの？
- 本当に本人や家族が DNAR を了承しているの？
- かかりつけ医は何て言ってる？ 本当にやめて大丈夫なの？



救急隊員

- ✓ DNARであっても、救急隊員は**原則として、救急救命処置を行いながら病院へ搬送**します。
- ✓ **一定の条件***が整っているときに限り、**DNARに沿った対応が可能な場合があります。**
(※書面によるDNARの意思表示、かかりつけ医による処置中止の指示など。正式な要件は現在策定中。)

◆ 高齢者施設関係者の皆さまへお願い

平
時
か
ら

- ◆ ACP実践のため、ご本人、ご家族等の関係者と**十分なコミュニケーション**をお願いします。
- ◆ DNARの意思表示がある場合、**書面の作成**(裏面を参照)をお勧めします。
- ◆ DNARの意思表示がある方の**有事の際の対応を明確化**し、**貴施設職員にご周知**ください。
(119通報はせずに、まずは施設責任者とかかりつけ医に連絡する…など)
- ◆ かかりつけ医や施設契約医などとの**連絡方法の確立**をお願いします。

有
事
の
際

- ◆ DNARの意思表示がある場合、**まずはかかりつけ医等にご相談**ください。
- ◆ 原則として、救急隊は救急救命処置を行いながら搬送することをご承知ください。
(死亡確認を目的として、処置を行わずに搬送することは想定していません。)
- ◆ 119番通報に至った場合、**救急隊に書面を提示**するとともに、**かかりつけ医等と連絡**を取っていただくようお願いします。

特に重要！

DNAR の意志を表示する書面(例)

心肺蘇生等に関する医師の指示書（例）

当該患者が心肺停止となった場合、患者（あるいは代諾者）の自発的な意思に基づいて行われた「心肺蘇生等を受けない」決定を尊重し、心肺蘇生等を実施しないでください。指示にあたっては標準的な医療水準等を考慮し、患者（代諾者）と多専門職の医療従事者間において十分な話し合いを行ったうえで、意思決定についての合意が形成されています。

患者氏名： _____ 生年月日： _____ 年 月 日
連絡先電話番号： _____ - _____
住所： _____ 県 市 町
病状の概要：（終末期の状況など）

医師署名欄 ： _____ 平成 年 月 日
医療機関の名称： _____
所在地 県 市 町
連絡先電話番号 - -
もしくは - - （時間外など）

<患者（代諾者）記入欄>

私は、何者にも強制されず、治療についての判断ができる状態で「心肺蘇生等を受けない」決定をしました。心肺蘇生等を受けなければ命が失われることを理解したうえで、上記の指示内容についてかかりつけ医等と十分に話し合い、ここに同意いたします。^{2,3}

患者署名欄⁴ ： _____ 平成 年 月 日
（代筆した場合、代筆者の氏名： _____ 患者との関係： _____）
代諾者署名欄⁵ ： _____ 患者との関係： _____

¹ かかりつけ医等の心肺蘇生等の非実施の指示
² 心肺蘇生等を希望しない旨について、かかりつけ医等と話し合ったうえで同意するという意思表示。患者が署名する場合、かかりつけ医等は、患者が健やかな精神状態にあり、治療方針に同意する能力があることを確認する。代諾者が署名する場合、代諾者は、患者の事前の意思、信念、価値観などを考慮して署名する。かかりつけ医等は、代諾者による同意が患者の事前の意思や信念等を反映したもので、標準的な医療水準等を考慮した合理的な判断であることを確認し、代諾者の連絡先と合わせて患者のカルテに記録する。
³ かかりつけ医等は、患者もしくは代諾者と指示内容について話し合った日付を患者のカルテに記録する。
⁴ 手が不自由など、患者が自分で署名することができない場合は代筆可。その場合はカッコ内に代筆者の氏名、患者との関係を記載する。
⁵ 患者が自分で判断できない場合は、代諾者（家族等）が署名する。ここで言う代諾とは、患者本人に十分な判断能力が備わっていない場合、患者の代わりに同意・承諾することを指す。

① 患者さん（利用者様） に関する記載	ア 心肺蘇生等を希望しない旨の表示 イ 本人または代諾者による署名（もしくは記名と捺印） ウ 本人または代諾者が署名（もしくは捺印）した年月日
② かかりつけ医等 に関する記載	ア かかりつけ医等による心肺蘇生等を実施しない旨の指示 イ かかりつけ医等の署名（もしくは記名と捺印） ウ かかりつけ医等の署名（もしくは記名と捺印）した年月日 エ かかりつけ医等の連絡先

てくでく

テクノケア北九州の 多彩な取り組み

訪問支援のご案内

コミュニケーションのための意思伝達装置、車いす、住環境などへの助言や提案をします。

専門職が実際の機器をご自宅や施設へお持ちして試すこともできます。



ちょっとしたことでも
気軽にお問い合わせください



研修・講座のご案内



移動や食事、コミュニケーションなど介護の基礎的な内容を、市民向け、専門職向けにそれぞれ開催しています。



詳しくは右上の
二次元コードから



排せつのお悩み相談

さわやか相談ダイヤル
☎ 0120-54-0620

「おむつやパッドの使い方は？」といったご相談に、専門職が答えします。電話のほか来館でのご相談も可能です。



テクノケア∞北九州

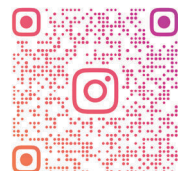
〒802-8560 福岡県北九州市小倉北区馬借1丁目7-1
(北九州市総合保健福祉センター1階)

TEL 093-522-8721 FAX 093-522-8771

開館時間 午前9時～午後5時30分

休館日 月曜、祝日、休日、年末年始

<https://techcarekitakyushu.jp/>



Instagram



Facebook



公式 LINE



ホームページ

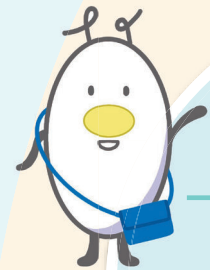


センター長 樽本洋平

テクノケア北九州では、従来の福祉用具に加え、新しいテクノロジーを活用した機器も展示しています。寝室やダイニング、リビング、水回りまで暮らしやすい生活空間を再現。お住まいの場所でどのように活用できるかを具体的にイメージできるよう工夫しています。自立した暮らしを支え、介護する方の負担軽減にもつながります。

障害や高齢、介護の当事者だけでなく、あらゆる世代の方に新しい暮らしのカタチを見に来ていただければ幸いです。「何から始めればよいか分からない」という場合も、どうぞ気軽にご相談ください。

館内マップ



テクノケア北九州 って、どんなところ？

テクノケア北九州は、2025年11月22日にリニューアルオープン。

「ひと（介護技術）」「モノ（最先端の介護機器・福祉用具）」「住まい（安全で暮らしやすい住環境）」の3つの視点から、一人一人の生活を支援することで、安心して暮らせる未来を創造します。

体験・相談

ローテクからハイテクまで、約800点の用具を常設展示しています。見て、触れて、体験して、最適な用具を見つけられます。

どなたでも、お気軽にご来館ください



★当館では、**販売はしていません**。
購入できる事業所をご紹介します。
★展示品は、医療・介護・福祉の専門職に対して、支援のための試用貸出を行っています。

産学連携ラボ

大学や企業との連携のもと、最新の介護機器を紹介します



相談室

プライバシーに配慮し、個室での相談が可能です



テクノロジー支援機器

コミュニケーション支援機器、視覚・聴覚支援機器や介護テクノロジーに関する機器を展示しています



デリケートな
お悩みにも、専門スタッフ
が丁寧に寄り添います



入り口



受付



パロです
コミュニケーション
ロボット

キッチン
トイレ
浴室

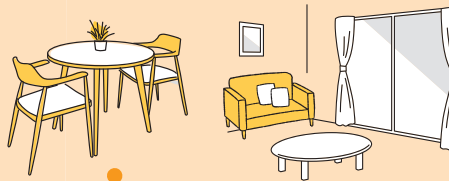


ゆったり
見学OK

寝室



リビング・ダイニング



排せつ関連

クッション
スライディングボード



自立を助ける
ヒントが
いっぱい！

ベッド
リフト



つえ・歩行器
車いす・靴

入浴関連

ものづくり工房

3Dプリンターを活用して自助具の製作や用具の改良を行います



新しい暮らし体験

実際の暮らしをイメージしたシーン別に機器を展示しています



からだの支援機器

車いす、ベッド周辺機器、排せつ支援機器などを展示しています



リクエスト講座

北九州市内で活動されている市民グループ（自治会、サロン、クラブ等）、小学校、中学校、高校、大学、医療・介護・福祉専門職の養成校、各事業所などを対象に、ご要望に応じて介護に関するさまざまな講座を開催いたします。

ご希望の場所での講座開催（出前講座）、オンラインでの開催も承ります。

お申込み



対 象 5～40名程度のグループ

時 間 当センター開館日、開館時間の60～120分程度

お申込み 開催希望日の2か月前までに右記2次元コードまたはホームページよりお申込みください。
上記によるお申込みが難しい場合は、電話かFAXにてお申込みください。

※FAXの場合は、「お名前」「ご連絡先」「ご希望の日時」「ご希望の内容」「開催予定会場」「参加予定人数」の6項目をご記入ください。（ホームページからダウンロードできる申込み用紙もございます。）

※お申込み後、開催日時や内容等のお打ち合わせのため、当センターよりご連絡させていただきます。

※医療・介護・福祉専門職の養成校、各事業所などからのお申込みについては有料での対応となります。

講座名・内容

オーダーメイド講座

福祉用具や介助方法、その他ご相談の上、ご希望にあった内容の講座をオリジナルでおこないます。
※ 出前やオンラインでの開催も承ります

福祉用具・介護テクノロジー体験ツアー

展示場を巡って、福祉用具・介護テクノロジーの種類や特徴、使い方など実物に触れながら学びます。

出前で！福祉用具・介護テクノロジー体験学習

興味や関心のある福祉用具・介護テクノロジー（車いすや杖、集音器など）をお持ちし、その特徴や使い方などについて、実物に触れながら学びます。

出前で！排せつ教室

排尿の仕組み、尿もれへの対応方法、パッドやオムツの選び方・使い方など排せつに関する正しい知識を学びます。

出前で！高齢者疑似体験

教材セットをお持ちし、模擬的に加齢による体の変化（見えにくさ、聞こえにくさ、動きにくさなど）を体験し、高齢者への接し方などを学びます。

（北九州市立介護実習・普及センター）

テクノケア∞北九州

技術でつなぐ、暮らし&ケア

2026年度 介護講座 & 専門職研修

基礎から
学べる



受講料
無料

わかる！使える！介護の基本を学びませんか？

お申込み・受講について

お申込みについて

ホームページはこちら



- ・各講座・研修とも開催の1週間前までにお申込みください。
- ・掲載の2次元コードまたはホームページよりお申込みください。
- ・上記によるお申込みが難しい場合は、電話かFAXにてお申込みください。
※ FAXの場合は、「ご氏名」「ご連絡先」「ご希望の講座名と開催日時」「受講する上で必要な配慮の有無」の4項目をご記入ください。
- ・同一内容を2回開催する講座がございますので、ご都合の良い日をお選びください。
- ・各講座、定員となり次第、締め切らせていただきます。
- ・都合により日時及び会場の変更や中止をする際は、こちらからご連絡いたします。
- ・お申込み時の個人情報、本講座の運営に関する業務に限って利用いたします。
- ・受講により取得できる資格はありません。あらかじめご了承ください。

受付・欠席・遅刻について

- ・受付は会場となる北九州市総合保健福祉センター3階のADL室でおこないます。
- ・受付は講座開始30分前よりおこないます。
- ・欠席、遅刻の場合は、事前に事務局（093-522-8721）までご連絡ください。

受講について

- ・体験や実技もございますので、動きやすい服装と靴、靴下着用でご参加ください。
- ・総合保健福祉センターの駐車場は、満車のため使用できないことがあります。公共交通機関のご利用、もしくは近隣の駐車場のご利用をお願いします。

テクノケア∞北九州

北九州市小倉北区馬借1-7-1

北九州市総合保健福祉センター1階

TEL 093-522-8721 FAX 093-522-8771

時 間 午前9時～午後5時30分

休 館 日 月曜日、祝日、休日、年末年始12/29～1/3

交通機関 JR「小倉駅」徒歩15分

モノレール「旦過駅」徒歩2分

西鉄バス「市立医療センター前」徒歩2分



令和8年度 おうちで使える！介護講座

ご家庭で介護をされている方、将来のために介護について学びたい方を対象とした基礎講座です。介護や福祉用具について、わかりやすくお伝えします。

- 対 象

原則として北九州市内にお住まいか、勤務している市民の方
※有資格者の方もご参加いただけますが、内容は基礎的なものです。
- 定 員

各回 20名程度
- 会 場

北九州市総合保健福祉センター3階 ADL室



講座名・内容 各回2時間	13:30~15:30	10:00~12:00
よくわかる！介護保険制度とサービス 制度を利用する際の手続きの方法や利用できるサービスの紹介	4/23(木)	10/17(土)
よくわかる！障害福祉制度とサービス 制度を利用する際の手続きの方法や利用できるサービスの紹介	5/14(木)	10/31(土)
知っておきたい介助のコツ！起き上がりと乗り移り ベッドへ寝る・起きる・車いすに乗り移るときの介助方法	5/28(木)	11/14(土)
知っておきたい介助のコツ！歩きや車いすでの移動 杖や歩行器の選び方、歩きや車いすの介助方法	6/11(木)	11/28(土)
知っておきたい介助のコツ！お風呂と着替え 湯舟の出入り、頭や体を洗うとき、服の脱ぎ着の介助方法	6/25(木)	12/12(土)
知っておきたい介助のコツ！食事とお口のケア 食えるとき、飲むときの介助方法や、お口の中を清潔に保つケアの方法	7/9(木)	12/19(土)
これは安心！離れて暮らす家族の見守り 離れて暮らす家族を見守る機器やサービスの紹介	7/23(木)	—
これは安心！トイレのピンチに備えよう 尿モレの原因、量に合わせた紙パンツや軽失禁パッドの選び方	8/6(木)	—
知っておきたい介助のコツ！排せつケア 紙オムツ・パッド等の選び方と使い方、その他ケア用品の紹介	8/20(木)	—
備えて安心！災害時の介助 災害時に役立つ用具の紹介と介助が必要な方との避難方法	9/3(木)	—
これはすごい！生活に役立つ便利な福祉用具 ちょっとした生活の不便さを解消してくれる便利な用具の使い方	9/10(木)	1/16(土)
これは快適！安心して暮らせる住まいづくり 体の動かしにくさがあっても快適で安全に暮らせる住まいの工夫	10/1(木)	—

令和8年度 医療・介護・福祉職向け専門研修

初任者から5年目程度の方を対象とした基礎研修です。現場で役立つ知識や介助技術を実技も交えてお伝えします。

- 対 象

原則として北九州市内にお住まいか、勤務している有資格者
※同一事業所から複数名でお申込みの場合、人数調整をさせていただく場合がございます。
- 定 員

各回 15名程度
- 会 場

北九州市総合保健福祉センター3階 ADL室



介助技術 各回2時間	10:00~12:00	13:30~15:30
ベッド上ポジショニングの基本 安楽な姿勢を保つコツ、各種クッションを使ったポジショニングや体位変換の体験	4/25(土)	—
スライディングシートやグローブの使い方 シートやグローブを使った寝位置の整え方や体位変換、起き上がり介助の体験	5/16(土)	11/12(木)
トランスファーボードの使い方 トランスファーボードの機能紹介、トランスファーボードを使った移乗介助の体験	5/30(土)	11/26(木)
リフトの選び方と使い方 利用者に合ったリフト（スタンディングリフト、床走行リフトなど）の選び方や操作方法	6/13(土)	—
車いす上姿勢ケアの基本 車いすや座面クッションの選び方、姿勢崩れを防ぐ方法、座り直しなどについて	6/27(土)	12/10(木)
食事と口腔ケアの介助方法 食事時の姿勢の見かたや介助の仕方、口腔ケア用品の紹介	7/11(土)	—
自立支援/生活支援 各回2時間	10:00~12:00	13:30~15:30
食事動作の自立支援 食事をしやすい食器やカトラリーの選び方、手の動きをサポートする福祉用具の使い方	8/8(土)	10/29(木)
住環境整備 在宅生活を支える住環境整備の方法と利用できる制度など	8/22(土)	—
3Dプリンターを活用した生活支援 ※会場は〈1F テクノケア北九州〉 医療・介護・福祉現場における3Dプリンターの活用方法や自助具の作り方など	9/5(土)	—
障害者へのスマートフォン（iPhone）操作の支援 iPhoneの「アクセシビリティ機能」の主な使い方などについて	9/12(土)	—
神経難病・重度障害者のためのコミュニケーション支援機器 コミュニケーション支援機器と周辺機器の選び方や調整方法など	10/3(土)	—
排泄ケア 2時間	10:00~12:00	
排泄ケアとスキンケア 適切な排泄ケアを行うための包括的な評価、ケア用品の選び方や使い方、スキンケアなど	9/26(土)	
介護ロボット・ICT機器による業務改善 各回2時間	日 時	
介護現場における介護ロボット・ICT機器導入の基礎知識 介護ロボットやICT機器を活用する意義や基本的な知識など	7/25(土) 10:00~12:00	
介護ロボット・ICT機器の活用方法と選び方 施設や事業所に合った適切な機器の選び方やその活用方法などについて	10/15(木) 13:30~15:30	
介護ロボット・ICT機器を活用した業務改善の進め方 機器の導入や運用を管理し、職場全体の作業効率とケアの質を高める方法など	1/14(木) 13:30~15:30	

加齢に伴う難聴は**早期発見**が大切!

最近、**耳が聞こえにくくなった**と感じることはありませんか?

難聴になると家族や友人などとの会話や電話が聞き取りづらくなり、

認知機能が低下したり、**うつ**になるリスクが高まってきます。

聞こえにくいと感じたら、**早めに医療機関(耳鼻咽喉科)に**

受診しましょう。



「聞こえ」をセルフチェック!

- ☐ 会話をしている時に聞き返すことがよくある。
- ☐ うしろから呼びかけられると気づかないことがある。
- ☐ 聞き間違いが多い。
- ☐ 見えないところからの車の接近に気づかない。
- ☐ 話し声が大きいと言われる。
- ☐ 集会や会議など数人の会話がうまく聞き取れない。
- ☐ 電子レンジなどの電子音が聞こえない。
- ☐ 相手の言ったことを推測で判断することがある。
- ☐ 家族にテレビやラジオの音量が大きいと言われることがよくある。

1つでも
当てはまる方は
早めに受診を!



^{とし}年齢のせいだと決めつけしないで。**加齢以外の原因**もあります。

加齢性難聴はひと言でいえば、老化による聴覚機能の低下なので、残念ながら根本的な治療法はありません。

大切なのは、できるだけ早期から補聴器などを使って、「聞こえ」を改善し、ことばを聞き分ける能力を最大限に発揮することなのです。

また、単なる「加齢性難聴」ではなく中耳炎などによる「伝音難聴」、騒音やウイルスなどによる「感音難聴」を発症していたり、難聴をさらに進行させていたりする事もあります。その場合は、投薬治療や手術などで治療できる可能性もありますので、**「耳が聞こえづらいのは^{とし}年齢のせいだ」と決めつけずに、必ず耳鼻咽喉科医に診てもらうようにしましょう。**

加齢と難聴

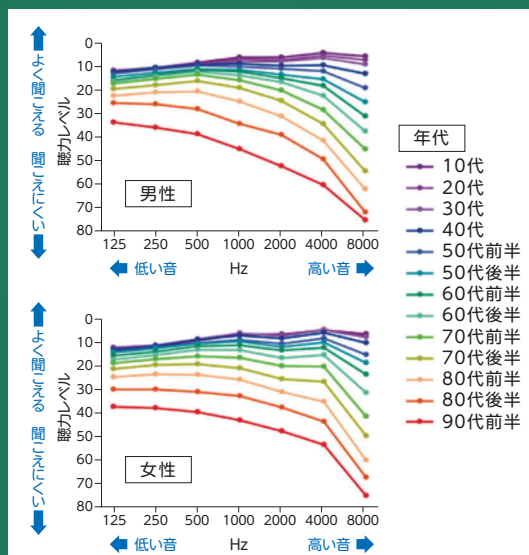
75歳以上では約半数が難聴に悩んでいる！

60歳代になると、「軽度難聴」レベルまで聴力が低下する音域が増え、聞こえが悪くなったことを感じる人が急激に増えてきます。

さらに70歳をこえるとほとんどの音域の聴力が「軽度難聴」～「中等度難聴」レベルまで低下してしまいます。

65～74歳では3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいるといわれています。

日本人の年代別平均オーディオグラム（聴力図）



Wasano K et al, Patterns of hearing changes in women and men from denarians to nonagenarians, Lancet Reg Health West Pac, 2021より改変

難聴の予防に取り組みましょう

加齢に伴う難聴は、老化現象の一種なので、誰にでも起こりうることです。

しかし、進行を遅らせる、加齢以外の原因を避けるという意味での予防は十分に可能です。

耳にやさしい生活を心がける

大音量でテレビを見たり
音楽を聴いたりしない



騒音など、大きな音が
常時出ている場所を避ける



騒音下で仕事をしている
方は耳栓をする



静かな場所で
耳を休ませる時間を作る



老化を遅らせるための生活習慣の見直し

生活習慣病の管理
栄養バランスがとれた食事



適度な運動



規則正しい睡眠



禁煙



(一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会ホームページより転載 <http://www.jibika.or.jp/owned/hwel/hearingloss/>)

お問い合わせ先：北九州市保健福祉局地域リハビリテーション推進課

TEL：093-522-8724 FAX：093-522-8772

〒802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7-1

医療介護従事者の方へ

リハビリテーションについて ご相談ください！

無料

こんな困りごとはありませんか？

サービスの
必要性はあると思うが
ご本人の意欲が湧かず、
家族が困っている。

手術で体力が
かなり落ちた状態で
退院するけれど、今まで通りの
サービスで大丈夫？

通所サービスは
終了して、自宅で続けられる
効果的な運動方法は
あるかな？

転倒後自宅で
横になって過ごす時間が
増えた。どうしたらいい？



ケアマネジャー

利用者が能力を発揮し、その人らしい
生活が送れるよう、リハビリテーション専門職が
自立支援に向けた助言を行います。

事業所相談

介護サービス事業所等に出向き、カンファレンスや支援者向けの勉強会等で助言等を行います。また、必要に応じて利用者の個別相談を行い、支援者の方々の支援技術の向上のお手伝いをします。

個別事例相談

必要に応じて相談者と同行訪問し、利用者の身体機能や生活課題等のアセスメントを行い、運動メニューや負担の少ない動作の提案、福祉用具等の環境調整について助言・提案します。

お電話・FAX等でご相談ください。

北九州市の委託事業で、市内2か所の医療機関が対応します。

※訪問等で対応できない場合がありますが折り返しご連絡いたします。
※相談者の事業所が所在する区を担当するセンターにご相談ください。

（北九州市HP）
詳細はこちらから→



東部地域リハビリテーション支援センター

（医療法人共和会 小倉リハビリテーション病院）

西部地域リハビリテーション支援センター

（社会医療法人共愛会 戸畑リハビリテーション病院）

連絡先	☎ (080) 9068-9417 FAX: 581-3319 担当者：砂川・森山	☎ (080) 6408-7271 FAX: 861-1503 担当者：大森、田原、志田
担当地域	門司区・小倉北区・小倉南区	若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区
対応時間	月～金曜日 9時～17時 ※年末年始は除く	

事業等に関するお問い合わせ先

北九州市保健福祉局地域リハビリテーション推進課 TEL : 093-522-8724

支援例①

本人の活動・参加に向けて環境調整等を実施した70代女性

支援者の
相談内容

浴室で転倒し、外出に自信がなくなった。
リハ専門職の見立てや意見を聞きたい。

同行訪問の
支援内容

【屋外での歩き方を評価】

シルバーカーを使って歩行が安定することを確認した

【自宅内の環境調整】

転倒時の状況を確認し、身体機能に合わせた手すりの位置などを提案した

【今後の見立て】

ひとりで外出できるよう、歩行練習ができるリハ特化型の通所をすすめて、
本人が前向きになるような声かけをした

支援後の
本人・家族
の変化

- ・サービス利用に消極的だったが、勧められた通所を利用し始めた。
- ・玄関や浴室等にスロープ・手すりを設置し、安全に移動ができるようになった。
- ・目標にしていた孫の結婚式に参加できた。支援していた夫の安心感につながった。

相談者の
感想



リハ専門職の視点はケアマネとして勉強になります。
優しくアドバイスしてくださり本人の意欲が上がりました。
難しいと思っていたシルバーカーを使ってデパートまで行けるようになり、本人も家族も喜んでいます。

支援例②

家族の負担軽減のため、動作指導や医療等の必要性を助言した70代男性

支援者の
相談内容

奥様も体調を崩し、介護をするのが大変。
負担が少ない介助方法を教えてほしい。
本人の心臓の病気が悪化しているので、
継続して受診する必要性を伝えたい。

同行訪問の
支援内容

【負担の少ない介助方法の助言】

股関節脱臼のリスクがあるご本人が安全に動ける方法や、妻の負担が少ない
介助方法を助言した

【医療に関する説明】

病気が悪化した時の危険性をわかりやすく伝えた

支援後の
本人・家族
の変化

- ・入浴やトイレ動作について、自分自身の力でできることが増えた。
- ・本人ができる動き方を妻が理解して介助することで、楽に介護ができるようになった。
- ・本人が受診しないといけなくなるようになった。

相談者の
感想



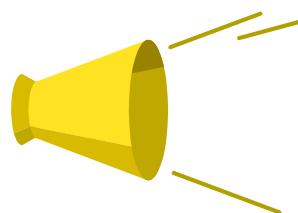
専門職による助言は自分たちでは気づかないことや知らないこともあり、受診につながったことは大きかったと思います。
助言をすぐに生かすことはできなくても、その後も自分たちが継続して伝えることができます。その後通所サービス利用して、その時間に奥様も受診されているようです。本人だけでなく、家族にも助言してくれて助かりました。

目が見えない・見えにくいことでお困りの方へ

専門スタッフに 相談してみませんか？

アイプラザ北九州(中途視覚障害者緊急生活訓練事業)では、目が見えない・見えにくいことでお困りの方やそのご家族、支援される方々からのご相談を専門スタッフ(歩行訓練士)が対応いたします。

こんな相談がありました



どんな福祉サービスがあるの？

外出が不安、そろそろ白杖がほしい

パソコン画面が見えにくい

便利な用具の情報がほしい

同じ見えない、見えにくい人と話したい

★必ず事前に電話にてご予約ください。

専門スタッフが訪問等に出ている場合があります。

相談日はお電話から1ヵ月程度お時間をいただくこともあります。

あらかじめご了承ください。

アイプラザ北九州

TEL: **093-647-1777**

受付時間: 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00 ～ 16:30

所在地: 〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号

メールアドレス: aiplaza@kitafj.or.jp



認知症サポーター養成講座

(基礎編・応用編)

みんなが安心して暮らせる支えあいのまちづくり(認知症共生社会)の実現のために、
あなたのまちや職場で認知症について学び、認知症サポーターを広めませんか？

認知症サポーターとは

認知症について学ぶ講座を受けた人を「認知症サポーター」といいます。

◆認知症サポーターに期待すること◆

- ①認知症に対して正しく理解し、偏見を持たない。
- ②認知症の人や家族と思いを共有し、先人から認知症を学ぶ姿勢を大切にする。
- ③近隣の認知症の人や家族が必要とする助けを確認し、できることを実践する。

少し先のご自身・ご家族のためにも認知症について考えてみませんか？

講座の内容

●基礎編

- ・認知症とはどういうものか
- ・認知症の人との接し方
- ・認知症共生社会を実現するために
認知症サポーターとしてできること

もっと学びを深めたい人は…

●応用編 認知症ステップアップ講座

講座内容について、ご希望に応じます。

例：認知症の理解を深める、
認知症の方への対応の仕方、
認知症の発症リスクを減らす、
チームオレンジ 等

※基礎編受講修了者に限る

●講座時間 90分(相談に応じます)

●受講料 無料(必要な資料は事務局で準備します)

受講の方法

●個人受講の場合

定期的に講座を開催しています。

●団体受講の場合

10名以上で会場の確保が可能な団体
(グループ)に講師を派遣します。

いずれの場合も申込方法等詳細については、
以下の二次元コードもしくは北九州市ホーム
ページから確認できます。

または、下記にお問い合わせください。

🔍 北九州市 認知症サポーター養成講座



講座が終わると

受講修了者には、「認知症サポーター」の証である
「北九州市オレンジリング」を配布します。※基礎編受講者に限ります。



本事業の運営については、イオン株式会社様より「元気発信!北九州WAON」決済金額の一部をご寄付いただき、活用しています
(平成26年9月に締結した包括連携協定に基づく寄付)。

お申込み・お問い合わせ先

北九州市認知症サポーターキャラバン事務局

運営: 社会福祉法人北九州市社会福祉協議会

TEL.093(873)1296 / FAX.093(873)1351

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号(ウェルとばた8階)

どう声かけ
したらいいの？

みんなで支えよう

ずっとこのまちで
暮らしたいね



気軽にはじめてみませんか？

搜索模擬訓練・声かけ訓練

認知症の人の行方不明を想定して、搜索から保護までを体験する搜索模擬訓練、認知症の人が安心・安全に、一人でお出かけができるまちを目指す声かけ訓練。「認知症にやさしい」地域の仕組みづくりを考える事業として今市内ではいろいろな模擬訓練が行われています。地域の課題に沿った模擬訓練を、あなたのまちでもやってみませんか？

訓練開催の手順

① 連絡

「やってみたい」と思ったら、まずは下記お問い合わせ先にご相談ください。

② 打合せ

認知症地域支援推進員が、運営手法と一緒に考え、開催に向けての必要な準備をお手伝いします。

- 《例》●課題の整理と目標設定
●事前学習会の実施
●準備会議の運営 等

③ 開催日決定

④ 開催・総括

お問い合わせ先

北九州市保健福祉局長寿社会対策推進室認知症支援・介護予防センター
TEL.093(522)8765 / FAX.093(522)8773

認知症サポーターメール配信システムに登録しませんか？

メールアドレスを登録された方には、市内の認知症高齢者等が所在不明となった場合に、行方不明者情報を配信し、早期発見・早期保護へのご協力をお願いしています。

また、定期的に認知症に関する知識や講演会などの情報も配信します。

登録は、右の二次元コードから「新規登録」ボタンで空メールを送信してください。その後、システムより送付されてくる登録案内メールの指示に従い、システム登録を完了させてください。



ninchisp1@rakume.jp

高齢者見守りサポーター派遣事業

サービス利用できる人

- 認知症等により見守りが必要な高齢者と同居し介護している家族
- 一人暮らしで認知症等により見守りが必要な高齢者
(40才以上の介護歴における認知症により、要支援・要介護と認定された人も含みます。)
※自身・イシの介護や外出、身体介護などはできません。

利用時間

- 午前9時から午後8時までの間
- 1日の利用につき、原則6時間以内
※ご希望の日程に合わせない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

費用(自己負担額)

1時間30分あたり500円
サポーターの交通費実費

お申込み

小倉北区 → 地域包括支援センター
門司区・小倉南区・若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区 → 各区役所高齢者・障害者相談係
※訪問調査による登録後の利用開始となります。

お問い合わせ

北九州市社会福祉協議会 生活支援部 生活福祉課 電話番号: 093-873-1296

認知症・介護家族コールセンター

認知症のこころや認知症が心配な方、また高齢者を介護しているご家族等が抱える不安や悩みなどを介護経験者が電話でお話しします。

相談電話

0120-142-786 または 093-522-0150
※フリーダイヤルがつかない場合は093-522-0150へ

相談日時

月曜～金曜 10時から15時(年末年始、祝日はお休み)

費用(自己負担額)

無料



各種窓口

各窓口は月曜日

各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係

区役所名・住所	電話番号
門司区高齢者・障害者相談係 門司区門司4-1	321-4800
小倉北区高齢者・障害者相談係 小倉北区栄1-1	582-3430
小倉南区高齢者・障害者相談係 小倉南区東5-2	951-4126
若松区高齢者・障害者相談係 若松区南1-1	751-4800
八幡東区高齢者・障害者相談係 八幡東区栄1-1	671-4800
八幡西区高齢者・障害者相談係 八幡西区北3-3	645-4800
戸畑区高齢者・障害者相談係 戸畑区南1-1	881-4800

警察署

警察署名・住所	電話番号
門司警察署生活安全課 門司区門司4-3	321-0110
小倉北警察署生活安全課第一課 小倉北区栄1-8-19	583-0110
小倉南警察署生活安全課 小倉南区東5-1-6	923-0110
若松警察署生活安全課 若松区南1-1-1	771-0110
八幡東警察署生活安全課 八幡東区栄1-1	662-0110
八幡西警察署生活安全課 八幡西区北3-1-1	645-0110
折尾警察署生活安全課 八幡西区北3-6	691-0110
戸畑警察署生活安全課 戸畑区南1-1	861-0110

北九州市地域包括支援センター一覧

受付時間 月～金 8時30分～17時 土曜日は午前9時～12時(年末年始を除く) ※お問い合わせは各センターの電話番号または093-873-1296へ

区	センター名	電話番号	お問い合わせ先
門司区	門司1	0120-049-233	481-1028
	門司2	0120-283-233	331-2041
	門司3	0120-329-233	391-2017
小倉北区	小倉北1	0120-079-033	562-2515
	小倉北2	0120-127-033	582-2516
	小倉北3	0120-259-033	591-3014
	小倉北4	0120-853-033	591-3015
小倉南区	小倉南1	0120-349-433	475-7392
	小倉南2	0120-794-433	923-7039
	小倉南3	0120-803-433	962-5128
	小倉南4	0120-086-533	923-7052
	小倉南5	0120-189-533	451-3109
若松区	若松1	0120-192-133	751-5281
	若松2	0120-259-133	701-1045
八幡東区	八幡東1	0120-719-133	663-3305
	八幡東2	0120-835-133	661-5132
八幡西区	八幡西1	0120-379-733	631-5402
	八幡西2	0120-512-733	644-7629
八幡東区・八幡西区	八幡東3	0120-618-733	621-5032
	八幡西4	0120-729-733	621-5053
八幡東区・八幡西区	八幡東5	0120-059-833	611-5063
	八幡西6	0120-139-833	617-2752
戸畑区	戸畑1	0120-209-833	861-2166
	戸畑2	0120-199-533	861-2165

認知症などにより 行方不明になる 心配がある方へのご案内



1 認知症行方不明者等SOSネットワークシステム

認知症高齢者等が所在不明となった場合に、
協力機関と連携し、早期の発見、保護を図ります。

2 認知症高齢者等位置探索サービス

CPS専用端末を利用して、所在不明となった
認知症高齢者等の位置情報を探索できるサービスです。

3 北九州市見守りシール

二次元コード付シールを活用したシステムで、認知症による行方不明
高齢者の発見から保護、帰宅までの安全にサポートするものです。

認知症方不明者等SOSネットワークシステム

認知症の高齢者等の情報をあらかじめ登録しておくことで、万一、所在不明となった場合に、警察と行政機関や交通機関、地域ネットワークの協力機関と連携し、行方不明の情報提供・情報共有を行い、早期発見・早期保護を図るしくみです。



事前に高齢者の
特徴・緊急連絡先・写真
などの届出が必要です。

サービスを利用できる人

行方不明になる可能性がある
認知症高齢者の

- 家族
- 成年後見人(保佐人、補助人)
- 主たる介護者(身寄りがない場合)

費用(自己負担額)

無料

お申込み方法

以下のいずれかの方法からお申込みください。

(1) 電子申請

<https://kitakyushu-city01.form.kintoneapp.com/public/01-173-1-sos-network>



二次元コード
読み取り

(2) 登録受付窓口 ※会場は、お問い合わせください。

- 各区役所高齢者・障害者相談係
- 各地域包括支援センター

お問い合わせ

●保健福祉局長寿社会対策推進室
電話番号: 093-582-2063

認知症高齢者等位置探索サービス

認知症の高齢者等がGPS専用端末を持っておくことで、万一、所在不明となったときに、家族などが位置情報を探索できるサービスです。



サービスを利用できる人

介護保険の要介護認定において要介護者または要支援者と認められた
行方不明になる可能性がある認知症高齢者を介護している家族。
※介護保険施設、高齢者入居施設などに入所、又は病院に入所している人の家族は利用できません。

費用(自己負担額)

- 専用端末機のレンタル料
月額550円(税込)
(※生活保護世帯、市営非課税世帯のレンタル料は無料です。)
- 探索料実費
【電話での探索】
探索1回につき220円(税込)
【インターネットでの探索】
無料

お申込み・お問い合わせ

- 各区役所高齢者・障害者相談係
- 各地域包括支援センター

※裏表紙をご覧ください。

専用端末機を高齢者に
お持ちいただく必要があります。



専用端末機

高さ4mm
幅46mm
厚さ14mm
重さ67g

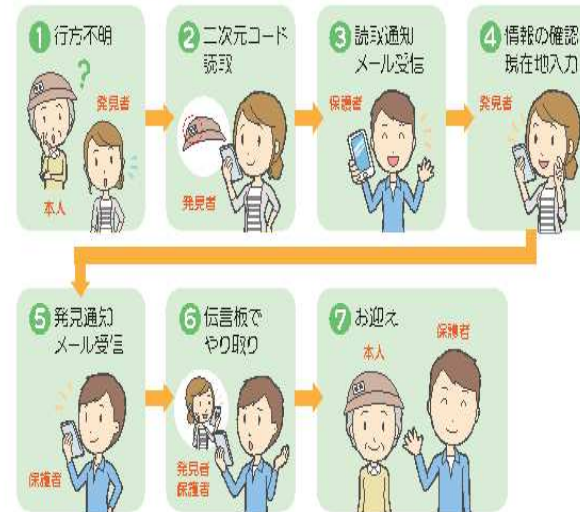
北九州市見守りシール

二次元コードラベルを活用したシステムで、認知症による行方不明
高齢者の発見から保護、帰宅までを安全にサポートするものです。

認知症などで行方不明になった際、衣服等に貼った二次元
コードが読み取られると、保護者(ご家族)へ瞬時に発見通
知メールが届きます。
発見者は二次元コードを読み取ると、ニックネームや注
意すべきことなど対応方法が分かります。



登録後、行方不明になってから発見までのながれ



サービスを利用できる人

介護保険の要介護認定において要介護者または要支援者と認められた行方不明になる可能性がある
認知症高齢者を介護している家族。
※介護保険施設、高齢者入居施設などに入所、又は病院に入所している人の家族は利用できません。

費用(自己負担額)

無料(耐水フィルム40枚、電池シール10枚) ※シールの追加や再発行は、有料となります。

お申込み方法

以下のURL から北九州市電子申請システムにログインの上、お申込みください。
<https://ttzk.graffier.jp/city-kitakyushu/smart-app/apply-procedure-allas/mirumori>

お問い合わせ

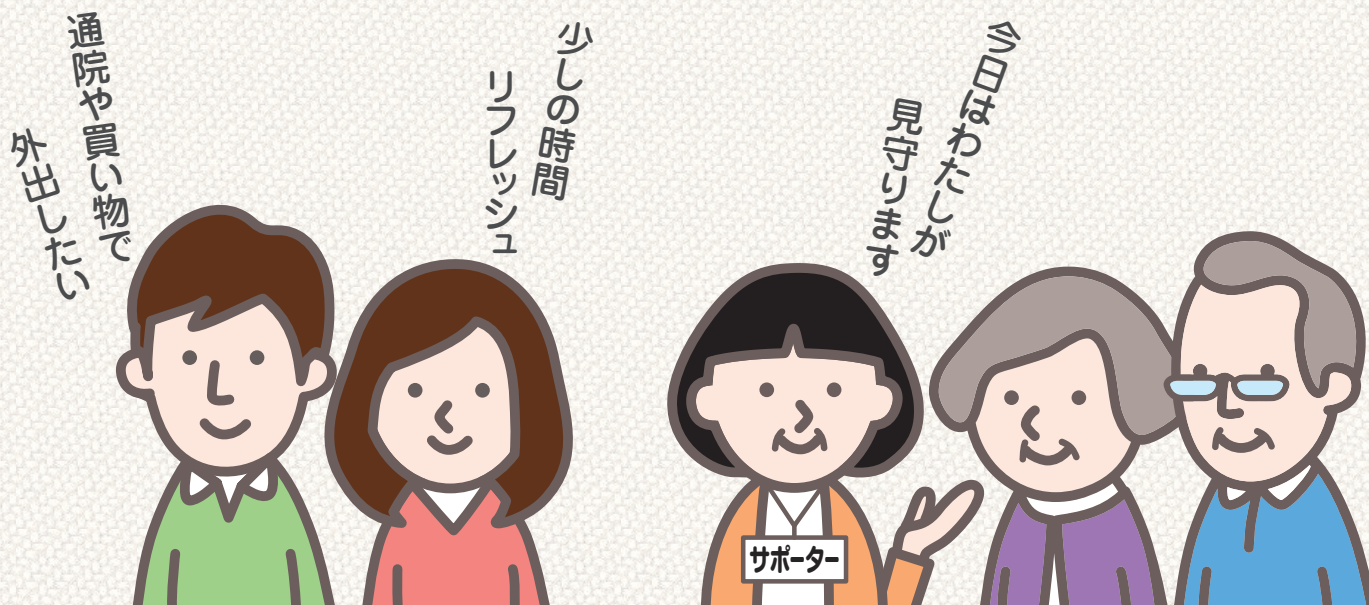
保健福祉局長寿社会対策推進室
電話番号: 093-582-2063



二次元コード
読み取り

高齢者見守りサポーターを利用されませんか？

認知症高齢者等に関する 知識を持つサポーターが お宅へ訪問し高齢者の 見守りや話し相手をします



利用 対象者

- 認知症等により見守りが必要な高齢者と同居し介護している家族
- 一人暮らしで認知症等により見守りが必要な高齢者
(40才以上の初老期における認知症により、要支援・要介護と認定された人も含みます。)

利用 時間

- 午前9時から午後8時までの間
- 1日の利用につき、原則6時間以内

利用 内容

見守り・話し相手

- 利用者宅での見守りと話し相手となります
- 食事・トイレの介助や外出、身体介護などはできません

利用 料金

- 1時間30分あたり 500円
- サポーターの交通費実費

申込

門司区・小倉北区・若松区
➡ 各地域包括支援センター
小倉南区・八幡西区・八幡東区・戸畑区
➡ 各区役所 高齢者・障害者相談係
※訪問調査による登録後の利用開始になります

ふれあいネットワーク

詳しくは、こちらまで

お問合せ



北九州市社会福祉協議会
生活支援部 生活福祉課

TEL.093-873-1296

FAX.093-873-1351

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた8階

申込みから 利用開始までの流れ



申込み

窓口でお申込み

各区役所保健福祉課 高齢者・障害者相談係
または地域包括支援センターで申込みができます。
(チラシ表面に記載の申込先)
申込みは本人のほか、家族、ケアマネジャーなどの
代理申請も可能です。

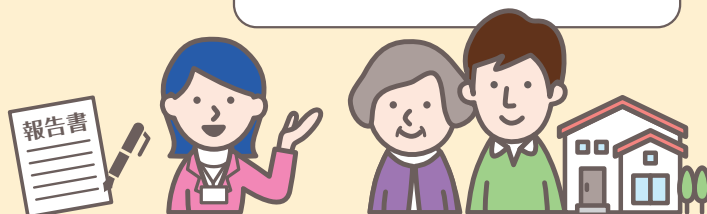
審査 決定

市社協職員がご自宅へ

北九州市社会福祉協議会から
ご自宅へ訪問調査に伺います。

どんな事が聞かれるの？

- 家族構成
- 趣味や性格
- 健康状態
- 注意すべき点…等



利用 開始

サポーターとお顔合わせ

審査の結果、利用できる方は
「利用決定通知書」が区役所から届き、
見守りサポーターとお顔合わせをして、
利用開始です。



Q&A



Q1 主にどんな方が
利用されているの？

A1 認知症等により見守りが必要な高齢者を
在宅で介護されているご家族が、通院や
買い物などで外出したい時などにご利用
されています。

Q2 食事の介助やトイレの介助、
買い物の付き添いなどはできるの？

A2 出来ません。
見守りと話し相手のみです。

Q3 どんなサポーターさんに
来てもらえるの？

A3 認知症等に知識がある、養成研修を受けた
ボランティア精神のある方々です。

Q4 介護認定を受けていなくても
利用できますか？

A4 はい、65歳以上の高齢者なら介護認定を
受けていなくてもご利用頂けます。

Q5 他にも聞きたいことが
あるんだけど…。

A5 その他ご質問がございましたら、お気軽に
☎873-1296までお問合せ下さい。

利用者の 声

仕事から帰宅するまでの間、
サポーターさんがいてくれて助かります。
お話し相手がいないと、閉じこもりがちなので、
サポーターさんに来てもらうてよかったです。
何かあった時のお守りになり、
登録しておくだけでも安心です。



地域包括支援センターってなに？

市が設置する「地域包括支援センター」とは、高齢者のみなさんが、住み慣れた地域でその人らしい生活を安心して送ることができるように保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じる「総合相談窓口」です。

市民のみなさんがお気軽に相談できるように、各区役所・出張所(東谷出張所を除く)に設置しています。
お近くの地域包括支援センターにご相談ください。(裏面参照)



おもな役割

介護に関する相談に応じます

介護保険や、その他サービスの利用についての相談に応じます。関係機関との調整を行い、自立支援に向けた適切なサービスを提供します。

介護予防などの様々な支援を行います

からだのことや介護予防、日常生活の困りごとについて支援を行います。民生委員など地域関係者や関連機関と協力していきます。

高齢者の権利を守ります

虐待に関することや、認知症などの相談に応じます。高齢者の権利擁護に関する制度などの情報提供を行います。



保健 医療 福祉 介護 の専門職である、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーがご相談に応じます。**相談は無料**

お困りのことや不安なことはありませんか？ お気軽にご相談ください。

●最近つまずきやすくなってきた



●高齢になり今後の介護・医療などが心配



●お金の管理に自信がない



●ものわすれが少し気になる



●掃除や調理などの日常生活で不安がでてきた



●介護に疲れてきた
●介護と仕事の両立に疲れてきた



このほかにも、高齢者に関する心配ごとを受け付けます。

まずは、担当の地域包括支援センターにお電話ください。
ご本人やご家族が来所できない場合は、担当者がご自宅にお伺いしてご相談に応じます。

秘密は守ります。安心してご相談ください。

地域包括支援センターの職員は、法律により秘密を守る義務が課せられています。支援に必要な範囲の関係者に対して情報を提供する場合は、あらかじめ、ご本人の同意を得るようにしています。

受付時間

月～金 8時30分～17時

(土曜日、日曜日、祝・休日、年末年始は休み)

ただし、緊急の場合のみ受付時間外でも電話対応します。

よくあるご質問

Q 本人や家族でなくても相談できますか？

A 地域で気になる方がいらっしゃれば、お気軽にご相談ください。

Q 地域での集まりに来てもらえませんか？

A 地域の方に対して、地域包括支援センターや高齢者の権利擁護などに関する「出前講座」を実施しています。ご希望があれば、ご連絡ください。



「まちかど介護相談室」

詳しくはこちら



「まちかど介護相談室」は、介護の悩みや不安をもっている方のための身近な相談窓口です。公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会の会員施設のうち、市に「まちかど介護相談室」として登録している施設に設置されています。経験豊富な施設の職員が、無料で電話や面談で

介護や介護予防等の相談に応じます。「まちかど介護相談室」の一覧は、市のホームページで公開しています。
開設日時(土日対応している施設もあります。)や対応している相談内容等が各施設で異なりますので、確認してご利用ください。

熱中症予防のために



暑さを避ける！

❄️ 扇風機やエアコンで
温度をこまめに調節



❄️ 遮光カーテン、すだれ、
打ち水を利用



❄️ 外出時には日傘や
帽子を着用



❄️ 天気のよい日は日陰の
利用、こまめな休憩



❄️ 吸湿性・速乾性のある
通気性のよい衣服を着用



❄️ 保冷剤、氷、冷たいタオル
などで、からだを冷やす



⚠️ 『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう

こまめに水分を補給する！

❄️ 室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じていなくても
こまめに水分・塩分などを補給

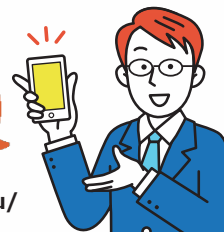


● 熱中症予防のための情報・資料サイト

熱中症予防のための情報・資料



スマホでも
見れます



https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

ご注意

- 暑さの感じ方は、人によって異なります
- 室内でも熱中症予防！ 扇風機やエアコンを上手に利用
- 高齢者や子ども、障がいをお持ちの方は、特に注意が必要！

こまめに
水分補給



熱中症の症状



！ 応急処置をしても症状が改善されない場合は医療機関を受診しましょう

熱中症が疑われる人を見かけたら (主な応急処置)

❄️ エアコンが効いている
室内や風通しのよい日陰
など涼しい場所へ避難

❄️ 衣服をゆるめ、からだを
冷やす
(首の周り、脇の下、足の付け根など)

❄️ 水分・塩分、経口補水液※
などを補給
※水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの



チェック！ 自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、
ためらわずに救急車を呼びましょう！



熱中症特別警戒アラートの運用が始まりました

令和6年4月から、熱中症警戒アラートに加えて、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備えた一段上の「熱中症特別警戒アラート」が新設され、運用が開始されました。熱中症特別警戒アラートが発表された際には、いつも以上に熱中症対策の実施と体調の変化に気を配りましょう。熱中症特別警戒アラート等の発表状況は環境省ホームページで確認できます。



▲環境省
「熱中症予防
情報サイト」

指定暑熱避難施設 (クーリングシェルター) について

熱中症特別警戒アラート対象日には、暑さから一時避難する施設として、指定暑熱避難施設 (クーリングシェルター) を開放します。ご自宅にクーラー等がない方など、必要に応じて、これらの施設をご利用ください。詳しくは、環境局環境監視課 HP をご覧ください。



▲環境監視課
HP

高齢者の熱中症予防のための 声かけポイント

<北九州市の現状>

- 熱中症による救急搬送は、半数以上が高齢者
- 熱中症の発生は、6割が屋内

高齢者は熱中症になりやすく、身近な人からの声かけが熱中症予防に効果的です。

熱中症になりやすい理由	声かけのポイント	
暑さを和らげる行動が鈍る	☐ 室温を28℃前後に保つように、エアコンを使用しましょう (エアコンの風が苦手な人は風向きを調整しましょう) ☐ こまめにフィルターを掃除すると節電になります	つける
「暑い」と感じにくくなる	☐ 温湿度計で確認しましょう (よく見える場所で、数字で確認を！) ☐ 暑さ指数を確認して外出しましょう <u>31</u> を超えると危険です	見る
のどの渇きを感じにくくなる 体内の水分量が減少する	☐ のどが渇いていなくても、時間を決めて、こまめに水分をとりましょう(入浴前後や起床後もまず水分補給を！) ☐ 水分の多い夏野菜や果物、ゼリーなどの食事からも水分補給ができます	飲む
体温を調整する機能が低下する	☐ 運動や食生活を意識して体力を低下させないようにしましょう	体力

時期に応じた声かけ

4～6月	・ 暑さに備えて体力をつけましょう ・ 夏シーズンの前エアコンの試運転をしましょう
7月	・ 梅雨明けに特に熱中症の危険が高まります
8月	・ より一層の熱中症予防を！
9月	・ お盆が過ぎても熱中症予防を！

熱中症特別警戒アラートが出たら・・・

- ☐ 不要不急の外出をさけ、昼夜を問わずエアコン等の使用による涼しい環境で過ごしてください。(普段以上の熱中症予防を！)
- ☐ 涼しい環境で過ごすことができない方は、クーリングシェルターを利用してください。



▲北九州市環境局 環境監視課 HP



【お問い合わせ先】

北九州市保健福祉局健康推進課
TEL:582-2018

そのため、難病患者さんやご家族の方は、病気の治療だけでなく、精神的にも経済的にも社会的にも、悩みや不安、大きな負担を抱えることとなります。

難病と診断
不安でいっ

もっと知りたい
が欲しい

どこに相談すか

なは、
豪らしてるの？

病気や家族
話せる仲間

これからの仕事や
生活が心配・・・

ひとりで悩まないで

ひとりで悩まずに、まずは「北九州市難病相談支援センター」へ、お気軽にご相談ください。



相談は無料です

プライバシー(秘密)保護は厳守します
難病患者さん、ご家族、関係機関の方、
どなたでもお気軽にご相談ください

相談の時間

月曜日～金曜日
(祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)
8時30分～17時15分

相談の方法

電話・FAX相談
面接相談
家庭訪問

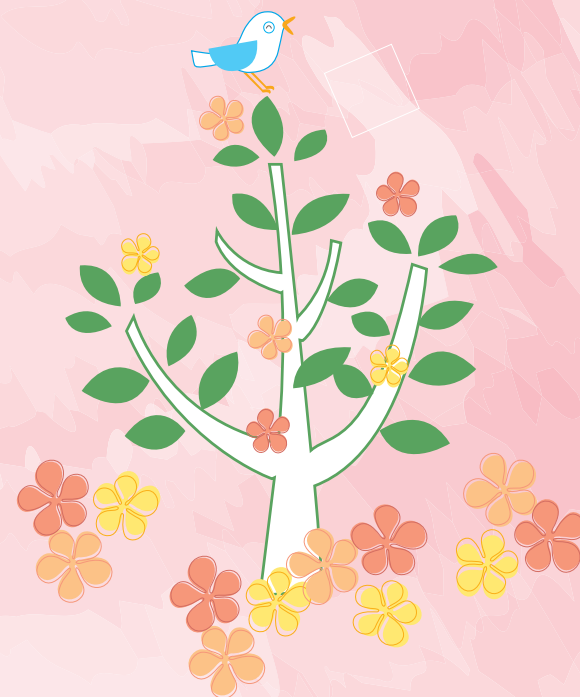
連絡先

北九州市難病相談支援センター

所在地 〒802-8560
北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
北九州市総合保健福祉センター6階

電 話 093-522-8761

FAX 093-533-6356



**北九州市
難病相談支援センター**

「北九州市難病相談支援センター」は、
難病の患者さんやご家族の皆様が、安
心して療養生活を送っていただけるよ
う、支援を行う窓口です。どうぞお気
軽にご相談ください。

北九州市難病相談支援センターは、こんな活動をしています

相談支援



病気のこと、治療のこと、介護のこと、制度のこと等、個別のご相談に応じます。
必要に応じて、専門の機関や窓口を紹介します。

患者・家族会活動の支援

難病患者・家族会の活動を支援します。
講演会等の会場や講師についてのご相談、新しく患者会を立ち上げたい等のご相談に応じます。

講演会等の開催

北九州市主催の難病に関する講演会や相談会等を開催します。
また、地域の支援者（民生委員・児童委員、障害者相談員、ケアマネジャー等）や障害者雇用企業、支援団体等の研修等のご相談にも応じます。

情報の発信・啓発

北九州市公式ホームページ等から、難病情報を発信します。

就労支援

働きたい方や、働き続けることを不安に思っている方には、関係機関（ハローワーク、しごとサポートセンター、社会保険労務士等の専門家等）と連携しながら、就労に関するご相談に応じます。

ピア・サポーターの養成等 （当事者同士の支えあい）

ピア・サポーターを養成するための講習会を開催します。
また、難病相談会や各種イベント等で、講習会修了者が活躍できる場を提供します。

番外編

難病患者・家族会が自主的に開催している、難病カフェへの支援を行います。

- 専門職を無料で派遣
- ピア・サポーターの派遣
- 北九州市の制度に関する情報提供
（北九州市が作成したサービスガイド等を無料で提供）



北九州市公式ホームページ

難病に関する情報を掲載しています。

難病に関するイベント、医療講演会、交流会、相談会、サロン等のご紹介をします。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17200244.html>



福岡県難病相談支援センター フェイスブック

福岡県難病相談支援センターでは、難病に関する情報を発信しています。

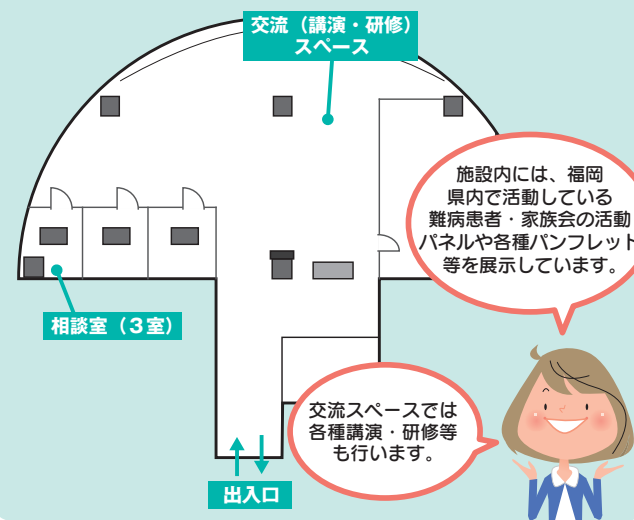
講演会・交流会だけでなく、難病に関するお役立ち情報など、最新情報をお届けします。

こちらも併せてご覧ください。

<https://www.facebook.com/FNanbyou.SSC>



北九州市難病相談支援センター





ヤングケアラーに気づくために

ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表に出にくいものです。

また、こども自身やその家族が「ヤングケアラー」であるということを認識していない、周囲が異変に気づいていても家族の問題に対してどこまで介入すべきかが分からないなどの理由から、必要な支援につなげていないケースもあります。

ヤングケアラーを把握し必要な対応を行うには、普段ケア対象者に接する、**福祉・介護職員の皆さま**や、**医療従事者の皆さま**の“**気づき**”が大切です。

気づきのヒント

家庭訪問時等の様子	医療機関・窓口等での様子
●こども・若者が、ケア対象者の介護・介助をしている姿を見かけることがある ●こども・若者が、日常の家事をしている姿を見かけることがある ●こども・若者が、常にケア対象者の傍にいる	●ケア対象者の病状や家族構成（子とケア対象者のみである等）から、こども・若者にケアの負担がかかっていると懸念される ●こども・若者が、家族の付き添いをしている姿を見かけることがある(平日に学校を休んで付き添いをしている等)

有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和4年3月）より



ヤングケアラーの状態を知る

ヤングケアラーを支援につなぐにあたっては、本人の意思を尊重すること、本人や家族の想いを第一に考えることが重要です。本人や家族との対話の中で緊急性を確認した上で、信頼関係を築きながら状況の把握をお願いします。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラーの支援については
北九州市ヤングケアラー相談支援窓口
までご連絡ください

(TEL 093-482-64377)



●北九州市ホームページ
「ヤングケアラーについて」はこちら